

# 特定個人情報保護評価書(基礎項目評価書)

評価書番号	評価書名
26	新型インフルエンザ等対策特別措置法による予防接種の実施に関する事務 基礎項目評価書

個人のプライバシー等の権利利益の保護の宣言	
<p>名張市は、新型インフルエンザ等対策特別措置法による予防接種の実施に関する事務における特定個人情報ファイルの取り扱いに際し、その特定個人情報ファイルの取り扱いが個人のプライバシー等の権利利益に影響を及ぼしかねないことを認識し、特定個人情報の漏えいその他の事態が発生するリスクを軽減させるため、行政手続きにおける特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法令を法律並びに個人情報保護に関する法令を順守するとともに、特定個人情報ファイルの保護と安全な利用について適切な措置を講じ、もって個人のプライバシー等の権利利益の保護に取り組んでいることを宣言する。</p>	
特記事項	なし

評価実施機関名
三重県 名張市長

公表日
令和5年6月9日

# I 関連情報

1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務	
①事務の名称	新型インフルエンザ等対策特別措置法による予防接種の実施に関する事務
②事務の概要	<p>新型インフルエンザ等対策特別措置法及び行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(平成25年法律第27号。以下「番号法」という。)に基づき、以下の事務を行う</p> <p>①住民基本台帳をもとに、予防接種対象者の選定            ②個人番号を用い、予防接種実施の登録(予防接種の種類、実施日、実施場所等)            ③照会申請による予防接種履歴の照会            ④委託料の支払い            ⑤交付申請による転入者・予診票紛失者への予診票配布等            ⑥予防接種により健康被害が生じた場合の給付金の支給            ⑦ワクチン接種記録システム(VRS)へ予防接種対象者及び発行した接種券の登録            ⑧予防接種の実施後の接種記録等の登録、管理及び他市区町村への接種記録の照会・提供            ⑨予防接種の実施後に、接種者からの申請に基づき、新型コロナウイルス感染症予防接種証明書の交付</p>
③システムの名称	健康管理システム 団体内統合宛名システム 中間サーバー ワクチン接種記録システム(VRS)
2. 特定個人情報ファイル名	
予防接種情報ファイル	
3. 個人番号の利用	
法令上の根拠	1.番号法 ・第9条第1項 別表第一の10、93の2の項 2.行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第一の主務省令で定める事務を定める命令(平成26年内閣府・総務省令第5号) ・別表第一省令第67条の2 ・番号法第19条第16号(新型コロナウイルス感染症対策に係る予防接種事務におけるワクチン接種記録システムを用いた情報提供・照会のみ) ・番号法第19条第6号(委託先への提供)
4. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携	
①実施の有無	[ 実施する ] <div style="float: right;">             &lt;選択肢&gt;              1) 実施する              2) 実施しない              3) 未定           </div>
②法令上の根拠	(情報提供の根拠) 1.番号法 ・第19条第8号 別表第二の16の2の項、17項、18項、19項、115の2の項 2.行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令(平成26年内閣府・総務省令第7号。以下「別表第二省令」という。) ・第59条の2 (情報照会の根拠) 1.番号法 ・第19条第8号 別表第二の16の2の項、3の項、115の2の項 2.別表第二省令 ・第59条の2
5. 評価実施機関における担当部署	
①部署	福祉子ども部 健康・子育て支援室
②所属長の役職名	室長
6. 他の評価実施機関	
7. 特定個人情報の開示・訂正・利用停止請求	
請求先	三重県名張市役所 福祉子ども部 健康・子育て支援室 〒518-0492 三重県名張市鴻之台1番町1番地 電話番号:0595-63-6970

## 8. 特定個人情報ファイルの取扱いに関する問合せ

連絡先

三重県名張市役所 福祉子ども部 健康・子育て支援室  
〒518-0492 三重県名張市鴻之台1番町1番地  
電話番号:0595-63-6970

## II しきい値判断項目

1. 対象人数		
評価対象の事務の対象人数は何人が	[ 1万人以上10万人未満 ]	<選択肢> 1) 1,000人未満(任意実施) 2) 1,000人以上1万人未満 3) 1万人以上10万人未満 4) 10万人以上30万人未満 5) 30万人以上
いつ時点の計数か	令和3年4月1日 時点	
2. 取扱者数		
特定個人情報ファイル取扱者数は500人以上か	[ 500人未満 ]	<選択肢> 1) 500人以上 2) 500人未満
いつ時点の計数か	令和3年4月1日 時点	
3. 重大事故		
過去1年以内に、評価実施機関において特定個人情報に関する重大事故が発生したか	[ 発生なし ]	<選択肢> 1) 発生あり 2) 発生なし

## III しきい値判断結果

しきい値判断結果
基礎項目評価の実施が義務付けられる

## IV リスク対策

1. 提出する特定個人情報保護評価書の種類		
[ 基礎項目評価書 ]		<選択肢> 1) 基礎項目評価書 2) 基礎項目評価書及び重点項目評価書 3) 基礎項目評価書及び全項目評価書 2)又は3)を選択した評価実施機関については、それぞれ重点項目評価書又は全項目評価書において、リスク対策の詳細が記載されている。
2. 特定個人情報の入手(情報提供ネットワークシステムを通じた入手を除く。)		
目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か	[ 十分である ]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
3. 特定個人情報の使用		
目的を超えた紐付け、事務に必要なのない情報との紐付けが行われるリスクへの対策は十分か	[ 十分である ]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
権限のない者(元職員、アクセス権限のない職員等)によって不正に使用されるリスクへの対策は十分か	[ 十分である ]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託 [ ]委託しない		
委託先における不正な使用等のリスクへの対策は十分か	[ 十分である ]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
5. 特定個人情報の提供・移転(委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。) [ O ]提供・移転しない		
不正な提供・移転が行われるリスクへの対策は十分か	[ ]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
6. 情報提供ネットワークシステムとの接続 [ ]接続しない(入手) [ ]接続しない(提供)		
目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か	[ 十分である ]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
不正な提供が行われるリスクへの対策は十分か	[ 十分である ]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
7. 特定個人情報の保管・消去		
特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスクへの対策は十分か	[ 十分である ]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
8. 監査		
実施の有無	[ O ] 自己点検 [ ] 内部監査 [ ] 外部監査	
9. 従業員に対する教育・啓発		
従業員に対する教育・啓発	[ 十分に行っている ]	<選択肢> 1) 特に力を入れて行っている 2) 十分に行っている 3) 十分に行っていない

## 変更箇所

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和3年4月1日	I 関連情報 1. 特定個人情報を取り扱う事務 ②事務の概要	新型インフルエンザ等対策特別措置法及び行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(平成25年法律第27号。以下「番号法」という。)に基づき、以下の事務を行う ①住民基本台帳をもとに、予防接種対象者の選定 ②個人番号を用い、予防接種実施の登録(予防接種の種類、実施日、実施場所等) ③照会申請による予防接種履歴の照会 ④委託料の支払い ⑤交付申請による転入者・予診票紛失者への予診票配布等 ⑥予防接種により健康被害が生じた場合の給付金の支給	新型インフルエンザ等対策特別措置法及び行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(平成25年法律第27号。以下「番号法」という。)に基づき、以下の事務を行う ①住民基本台帳をもとに、予防接種対象者の選定 ②個人番号を用い、予防接種実施の登録(予防接種の種類、実施日、実施場所等) ③照会申請による予防接種履歴の照会 ④委託料の支払い ⑤交付申請による転入者・予診票紛失者への予診票配布等 ⑥予防接種により健康被害が生じた場合の給付金の支給 ⑦ワクチン接種記録システム(VRS)へ予防接種対象者及び発行した接種券の登録 ⑧予防接種の実施後の接種記録等の登録、管理及び他市区町村への接種記録の照会・提供	事後	事務の追加
令和3年4月1日	I 関連情報 1. 特定個人情報を取り扱う事務 ③システムの名称	健康管理システム 団体内統合宛名システム 中間サーバー	健康管理システム 団体内統合宛名システム 中間サーバー ワクチン接種記録システム(VRS)	事後	事務の追加
令和3年4月1日	I 関連情報 3. 個人番号の利用 法令上の根拠	1.番号法 ・第9条第1項 別表第一の93の2の項 2.行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第一の主務省令で定める事務を定める命令(平成26年内閣府・総務省令第5号) ・別表第一省令第67条の2	1.番号法 ・第9条第1項 別表第一の10、93の2の項 2.行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第一の主務省令で定める事務を定める命令(平成26年内閣府・総務省令第5号) ・別表第一省令第67条の2	事後	事務の追加
令和3年4月1日	I 関連情報 4. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携 ②法令上の根拠	(情報提供の根拠) 1.番号法 ・第19条第7号 別表第二の115の2の項 2.行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令(平成26年内閣府・総務省令第7号。以下「別表第二省令」という。) ・第59条の2 (情報照会の根拠) 1.番号法 ・第19条第7号 別表第二の115の2の項 2.別表第二省令 ・第59条の2	(情報提供の根拠) 1.番号法 ・第19条第7号 別表第二の16の2の項、17項、18項、19項、115の2の項 2.行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令(平成26年内閣府・総務省令第7号。以下「別表第二省令」という。) ・第59条の2 (情報照会の根拠) 1.番号法 ・第19条第7号 別表第二の16の2の項、3の項、115の2の項 2.別表第二省令 ・第59条の2	事後	事務の追加
令和3年4月1日	II しいき値の判断項目 1. 対象人数 いつの時点の計数か	令和3年2月22日時点	令和3年4月1日時点	事後	
令和3年4月1日	II しいき値の判断項目 1. 取扱者数 いつの時点の計数か	令和3年2月22日時点	令和3年4月1日時点	事後	
令和3年8月2日	I 関連情報 4. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携 ②法令上の根拠	(情報提供の根拠) 1.番号法 ・第19条第7号 別表第二の16の2の項、17項、18項、19項、115の2の項 2.行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令(平成26年内閣府・総務省令第7号。以下「別表第二省令」という。) ・第59条の2 (情報照会の根拠) 1.番号法 ・第19条第7号 別表第二の16の2の項、3の項、115の2の項 2.別表第二省令 ・第59条の2	(情報提供の根拠) 1.番号法 ・第19条第8号 別表第二の16の2の項、17項、18項、19項、115の2の項 2.行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令(平成26年内閣府・総務省令第7号。以下「別表第二省令」という。) ・第59条の2 (情報照会の根拠) 1.番号法 ・第19条第8号 別表第二の16の2の項、3の項、115の2の項 2.別表第二省令 ・第59条の2	事前	「デジタル社会の形成を図るための関係法律の整備に関する法律」の公布に伴う番号法の改正(令和3年9月1日施行)
令和3年8月2日	I 関連情報 1. 特定個人情報を取り扱う事務 ②事務の概要	新型インフルエンザ等対策特別措置法及び行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(平成25年法律第27号。以下「番号法」という。)に基づき、以下の事務を行う ①住民基本台帳をもとに、予防接種対象者の選定 ②個人番号を用い、予防接種実施の登録(予防接種の種類、実施日、実施場所等) ③照会申請による予防接種履歴の照会 ④委託料の支払い ⑤交付申請による転入者・予診票紛失者への予診票配布等 ⑥予防接種により健康被害が生じた場合の給付金の支給 ⑦ワクチン接種記録システム(VRS)へ予防接種対象者及び発行した接種券の登録 ⑧予防接種の実施後の接種記録等の登録、管理及び他市区町村への接種記録の照会・提供	新型インフルエンザ等対策特別措置法及び行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(平成25年法律第27号。以下「番号法」という。)に基づき、以下の事務を行う ①住民基本台帳をもとに、予防接種対象者の選定 ②個人番号を用い、予防接種実施の登録(予防接種の種類、実施日、実施場所等) ③照会申請による予防接種履歴の照会 ④委託料の支払い ⑤交付申請による転入者・予診票紛失者への予診票配布等 ⑥予防接種により健康被害が生じた場合の給付金の支給 ⑦ワクチン接種記録システム(VRS)へ予防接種対象者及び発行した接種券の登録 ⑧予防接種の実施後の接種記録等の登録、管理及び他市区町村への接種記録の照会・提供 ⑨予防接種の実施後に、接種者からの申請に基づき、接種証明書の交付	事後	

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和3年12月6日	I 関連情報 1. 特定個人情報を取り扱う事務 ②事務の概要	<p>新型インフルエンザ等対策特別措置法及び行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(平成25年法律第27号。以下「番号法」という。)に基づき、以下の事務を行う</p> <p>①住民基本台帳をもとに、予防接種対象者の選定</p> <p>②個人番号を用い、予防接種実施の登録(予防接種の種類、実施日、実施場所等)</p> <p>③照会申請による予防接種履歴の照会</p> <p>④委託料の支払い</p> <p>⑤交付申請による転入者・予診票紛失者への予診票配布等</p> <p>⑥予防接種により健康被害が生じた場合の給付金の支給</p> <p>⑦ワクチン接種記録システム(VRS)へ予防接種対象者及び発行した接種券の登録</p> <p>⑧予防接種の実施後の接種記録等の登録、管理及び他市区町村への接種記録の照会・提供</p> <p>⑨予防接種の実施後に、接種者からの申請に基づき、接種証明書の交付</p>	<p>新型インフルエンザ等対策特別措置法及び行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(平成25年法律第27号。以下「番号法」という。)に基づき、以下の事務を行う</p> <p>①住民基本台帳をもとに、予防接種対象者の選定</p> <p>②個人番号を用い、予防接種実施の登録(予防接種の種類、実施日、実施場所等)</p> <p>③照会申請による予防接種履歴の照会</p> <p>④委託料の支払い</p> <p>⑤交付申請による転入者・予診票紛失者への予診票配布等</p> <p>⑥予防接種により健康被害が生じた場合の給付金の支給</p> <p>⑦ワクチン接種記録システム(VRS)へ予防接種対象者及び発行した接種券の登録</p> <p>⑧予防接種の実施後の接種記録等の登録、管理及び他市区町村への接種記録の照会・提供</p> <p>⑨予防接種の実施後に、接種者からの申請に基づき、新型コロナウイルス感染症予防接種証明書の交付</p>	事後	
令和3年12月6日	I 関連情報 3. 個人番号の利用 法令上の根拠	<p>1. 番号法</p> <p>・第9条第1項 別表第一の10、93の2の項</p> <p>2. 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第一の主務省令で定める事務を定める命令(平成26年内閣府・総務省令第5号)</p> <p>・別表第一省令第67条の2</p> <p>・番号法第19条第16号(新型コロナウイルス感染症対策に係る予防接種事務におけるワクチン接種記録システムを用いた情報提供・照会のみ)</p> <p>・番号法第19条第6号(委託先への提供)</p>	<p>1. 番号法</p> <p>・第9条第1項 別表第一の10、93の2の項</p> <p>2. 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第一の主務省令で定める事務を定める命令(平成26年内閣府・総務省令第5号)</p> <p>・別表第一省令第67条の2</p> <p>・番号法第19条第16号(新型コロナウイルス感染症対策に係る予防接種事務におけるワクチン接種記録システムを用いた情報提供・照会のみ)</p> <p>・番号法第19条第6号(委託先への提供)</p>	事後	